

## 箕面市立小・中学校

# ねずみ・衛生害虫防除業務委託仕様書

## 箕面市立小・中学校 ねずみ・衛生害虫 防除業務委託仕様書

### 1. 対象施設

小学校7校、中学校3校

名称	所在地	学校給食施設 面積
北小学校	箕面市箕面三丁目4番1号	244 m <sup>2</sup>
南小学校	箕面市桜六丁目5番1号	301 m <sup>2</sup>
西小学校	箕面市新稲三丁目12番2号	182 m <sup>2</sup>
東小学校	箕面市栗生新家五丁目5番1号	447 m <sup>2</sup>
西南小学校	箕面市瀬川三丁目2番1号	159 m <sup>2</sup>
萱野東小学校	箕面市石丸一丁目18番1号	226 m <sup>2</sup>
萱野北小学校	箕面市如意谷四丁目4番1号	196 m <sup>2</sup>
第一中学校	箕面市新稲三丁目2番1号	346 m <sup>2</sup>
第三中学校	箕面市瀬川三丁目2番2号	310 m <sup>2</sup>
第五中学校	箕面市稲四丁目3番12号	318 m <sup>2</sup>

### 2. 実施場所

「1. 対象施設」に記載した学校の給食施設とする。

### 3. 実施期間

平成29年10月1日から平成34年9月30日までとする。

### 4. 実施回数

夏季休業中の8月に1回、春季休業中の3月に1回の年2回とする。なお、西南小学校については別記のとおりとする。また、実施日程については受託者が学校と調整のうえ、日程表を学校及び箕面市に提出する。

#### ■西南小学校の実施回数について

- ・最初の1年（平成29年10月1日～平成30年9月30日）  
上記の2回に12月と6月を加えて、年合計4回実施する。
- ・2、3年目（平成30年10月1日～平成32年9月30日）  
上記の2回に6月を加えて、年合計3回実施する。
- ・4、5年目（平成32年10月1日～平成34年9月30日）  
上記のとおり、年2回（8月、12月）とする。

## 5. 実施内容

受託者は、ねずみ・衛生害虫についての調査・防除作業を実施する。なお、業務内容は次の各号のとおりとする。

- (1) ねずみ・衛生害虫の発生場所、生息場所、侵入経路および被害の状況について調査する。
- (2) 調査結果に基づき、適切な防除作業を実施する。作業完了後に、校長または校長が指名した者の確認を受けること。
- (3) 業務完了後に、速やかに箕面市に実施報告書を提出する。報告内容については、業務従事者氏名、実施日時、防除作業箇所、生息状況、実施内容および駆除作業に使用した薬剤名とする。なお、作業前、作業中、作業後の写真を当該報告書に添付すること。

## 5. 注意事項

- (1) 事前に、建築物ねずみ昆虫等防除業登録証の写しを箕面市に提出すること。
- (2) 給食施設に立ち入る際は、白衣および帽子を着用し、給食施設専用の靴を履くこと。
- (3) 使用する薬剤については、薬事法（昭和三十五年法律第百四十五号）第十四条または第十九条の二の規定による承認を受けた医薬品または医薬部外品を用いること。
- (4) 薬剤を使用する際は、食器や調理器具等に影響がないよう配慮すること。

## 6. その他

本仕様書に定めのない事項および疑義が生じた場合は、別途協議して定めるものとする。